

事 務 連 絡
令和２年４月13日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた対応について

令和２年４月７日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条第１項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたことを受けて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が定められたところです。

緊急事態宣言の発出を受けて、人と人との接触削減の実現が求められる中、介護事業者については、基本的対処方針において、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」と位置づけられております。

つきましては、令和２年４月７日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」等を踏まえ、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先したご対応を改めてお願いいたします。

貴団体におかれましては、上記内容を所属会員に周知いただくようお願いいたします。

【参考】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

- ◎ 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 総理発言（抜粋）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/11corona.html

「緊急事態宣言の発出を受けて、国民の皆様には、最低7割、極力8割、人と人との接触を削減するとの目標の下、在宅での勤務を始め、不要不急の外出を自粛いただくなど、大変な御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

この緊急事態を1か月で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の国民の皆様の御協力をいただくことが不可欠であります。

緊急事態宣言の区域内においては、原則、全ての従業員による自宅勤務などを実施している企業が多くあるとの報告を受けています。他方、7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分でない面もあることから、オフィスでの仕事は原則として、自宅で行えるようにする。どうしても出勤が必要な場合でも、出勤者を最低7割は減らす。関係省庁は、来週に向けて強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、全ての事業者の皆さんにこの要請を徹底してください。」

(別記)

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会

特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

高齢者住まい事業者団体連合会

{	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
	一般社団法人 全国介護付きホーム協会
	一般社団法人 高齢者住宅協会

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

一般社団法人 日本福祉用具供給協会